

平成 26 年度第 4 回仙台市市民公益活動促進委員会 議事録
(第 8 期仙台市市民公益活動促進委員会第 4 回委員会)

- 日 時：平成 26 年 10 月 21 日（火）18：30～20：30
- 場 所：仙台市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室
- 出席委員：風見正三委員長、小川真美副委員長、大橋雄介委員、
小野みゆき委員、熊沢由美委員、高浦康有委員、高瀬幸雄委員、
高橋早苗委員、茂木宏友委員、渡辺一馬委員
(欠席委員＝稲葉雅子委員)
- 事務局：市民協働推進部長、広聴統計課長、市民活動サポートセンター長、
市民活動サポートセンター副センター長、市民協働推進課長、
協働推進係長、NPO 認証係長、他担当職員
- 次第
 - 1 開 会
 - 2 議 事
「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見について
 - 3 報告事項
仙台市市民活動サポートセンター指定管理者の募集について
 - 4 その他
 - 5 閉会

○会議内容

1 開会

[事務局（協働推進係長）]

本日はお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。これより、平成 26 年度第 4 回仙台市市民公益活動促進委員会を開催する。議事に入る前に、当委員会の定足数を確認する。本日は稲葉委員から欠席のご連絡をいただいております、また風見委員長、熊沢委員は遅れて到着の予定となっている。11 名の委員中、8 名が出席、よって過半数のご出席により、条例施行規則に基づき、会議が成立していることを報告する。

続いて本日の資料を確認する。まず 1 点目が資料 1、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例の改正に関する意見の提出状況」について。2 点目が資料 1 の別添 1 として、「仙台市市民公益活動の促進に関する条例の改正に関する意見募集」について。水色のリーフレットはパブリックコメントの資料である。それから別添 2 として、「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」の制定に向けた説明会資料。こちらは 9 月の 8 日と 19 日に条例の説明会を行った際の資料となっている。

また 4 点目として資料 2、仙台市市民活動サポートセンター指定管理者募集要項を抜粋した資料、そのほか参考として、各パンフレット、「女性と防災仙台フォーラム」、こちら第 3 回国連防災世界会議で、エル・パークが女性と防災のテーマ館となっており、そのプレ企画のチラシとなっている。それからもう 1 点が「東日本大震災復興への支援、民間助成団体の企画担当者の視点から」というチラシをお配りしている。それではここからの議事の進行は、風見委員長が到着までの間、小川副委員長にお願いする。

[小川副委員長]

風見先生が若干遅れるということなので、それまで代わりまして小川が務めさせていただきます。今回の議事録署名人は五十音順で小野さんをお願いする。

[小野委員了承]

[小川副委員長]

では本日の進め方だが、順番を変更してまず 3 番目の報告事項、仙台市市民活動サポートセンター指定管理者の募集についてというところから始めさせていただきたい。では事務局からお願いする。

3 報告事項

仙台市市民活動サポートセンター指定管理者の募集について

[事務局（協働推進係長）]

資料 2 をご覧いただきたい。現在、平成 27 年度からの市民活動サポートセンターの指定

管理者の募集手続きを行っており、そちらの概要について説明をさせていただく。まず市民活動サポートセンターの指定管理者について、16年度から18年までの3年間ということで最初に導入されている。この際は非公募で指定管理者を決定している。

次が平成19年度から21年度の3年間ということで、初めて公募という形で指定管理者を募集をしており、現在が平成22年度から26年度の5年間、次に来年度平成27年度から32年度までの5年間ということで現在募集手続きを進めており、間もなく選定に入るといった段階である。募集要項については今回の条例改正を見据えて、見直しを行っているのも、その見直し点とスケジュールを中心に説明する。

まず資料1ページの真ん中、2番の指定管理の概要のところの2番に施設の設置目的を記載している。これまでは市民活動の促進支援を市民活動サポートセンターの大きな目的としていたが、条例改正に合わせて平成27年度からは市民活動の促進に加え、多様な主体による協働を推進し、新たな価値を生み出していくことを目的にするという形に改めた。

続いて、3ページの上部をご覧いただきたい。3の公募の手続きというところの1に選定スケジュールを記載している。募集要項の公表は、8月21日に行っており、その質問の受け付けや説明会を挟み、9月26日に申請の受け付けを締め切っている。

面接審査の実施は10月下旬を予定と記載しているが、申し込みのあった団体を対象に明日面接審査を実施する予定となっている。面接審査の後、選定結果の通知、正式な選定というのを11月の中旬を目途に決定をし、最終的には指定管理者の指定手続きということで、12月議会、第4回定例会の議会において議案が議決された後で、正式に指定管理者ということで決定されるという予定となっている。

続いて5ページをご覧いただきたい。5の選定方法の1の選定基準について、提出された申請書を基に、これから面接審査を行い、外部・内部の委員を入れた市民局指定管理者選定委員会で審査を行うことになる。審査の内容は、申請書を基に面接を行う中での評価点、要素点、実績評価点の中で合計点数が最も高い団体を、指定管理者の候補者として選定する。

この点数の評価の部分の要素点については、障害者や高齢者等の雇用状況などを基に加点・減点するもの、それから現指定管理者のみ、実績の評価点により、加点・減点されるというところとなっており、今回一番大きな見直しをした部分が評価点となっている。次の6ページ7ページをご覧いただきたい。

今回、指定管理者の募集を行うにあたり、こちらの部分を仙台市で大きく見直しをした。評価点というところで、大きく1、2、3、4と記載しているが、1の総合的な取り組み方針、それから3の収支計画、4の運営管理を行う能力、これらについては指定管理の中でも一般的な項目となっているが、2番の事業に関する提案はサポセン独自の評価項目であり、ここが今回大きく見直した部分である。

項目ごとに見ていくと、①の情報収集提供業務、②の相談業務については、一般的な事業に関する部分ということで、大きく変更はしていない。今回大きく見直ししたところが

③から⑥の部分である。これまでのサポセンの事業でいえば、人材育成や交流促進、それから市民活動への誘導啓発、市民活動シアター活性化などを主な事業ということで挙げていたが、今回この事業の部分について、新しい条例で定める協働の基本理念、自立・連携・創発の部分を取り入れた形で、事業の中味を見直した。

③のところは市民活動の促進と自律に向けた支援ということで、こちらの部分を自律に関する事業とし、具体的には課題解決や、人材育成、組織力強化といった項目などを、内容として入れている。それから④と⑤のところは連携にあたる部分ということで、交流及びネットワークづくりの支援とし、それから多様な主体による協働の推進といった事業提案を求めている。

⑥の調査研究及び提案は、こちらが創発にあたる部分ということで、今回追加したものの中でも一番肝にあたる部分、サポセンにもそのシンクタンク的な機能を担ってもらおうということで、新たに入れた項目である。

これらに基づいて、指定管理者の申請をする団体から提案をいただき、今後審査をし決定していく。こちらの委員会にも来年度以降のサポセンの事業については適宜報告をさせていただきますので、委員会としてもぜひ事業内容について見守っていただきながら、ご意見ご提案をいただければと思う。

[小川副委員長]

各委員の方々から何か確認事項や、質問事項があるか。無いようなので、3番の報告事項を終了する。では次第の2番の議事に入る。仙台市市民公益活動の促進に関する条例の改正に関する意見についてである。

ひと月かけてパブリックコメントが募集され、私どももその中味というものが今非常に気になっているところかと思う。また各委員からも関係各所の皆様方からいろいろお声がけをいただき、総数192ということで、市民の皆さんからの声が上がっている。では事務局からどうぞ。

2 議事

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見について

[事務局（市民協働推進課長）]

前回開催した際のご連絡では今日の時点で、パブコメの意見をご覧いただけるかと思っていたが、200件近くの見解も出ており、今ようやく分類ができたというぐらいのところである。

個別の意見をただここで流すというわけにもいかないと思っており、それに対してのどういう考え方を持つのかということも加え、いろいろお知らせしたいというのもある。また、市民から広く公募の見解をいただいたわけだが、それだけでなく、この委員会としていろいろご意見いただく必要もあるだろうと思ひ、今日はここでの様々な見解をいただ

くという機会にさせてもらえればと思う。今日の時点では個別の意見、いろいろ上がってきた意見をお示しすることにはなっていないので、ご了解いただきたい。

資料1をご覧ください意見の提出状況のみとなるが、紹介する。

まず提出を求めた期間、9月1日から9月30日であり、9月8日、それから9月19日の2回、サポセンの研修室で説明会を開いた。初回9月8日は周知状況等々なかなか時間も取れなかったこともあり、8名の参加だったが、2回目は大体1回あたり30名ぐらいと思っていたところ28名来ていただいた。合計で36名の参加となった。

それからパブリックコメントそのものの意見の提出状況は、提出者数、これは団体も含めて36の個人・団体の方からいただいた。団体は3団体、意見数は192であった。これはいただいた意見の中で、ある団体から提出いただいた資料だと、その中にいろんな意見が羅列されているような状態で、集約したり、ダブっているものは割愛させていただいたりということもあった。その件数に関しては単に賛成だとか、嫌だとか書いてあるものも含めて、生の意見数でいくともっとある。ここは一緒にいいというところはまとめさせていただいたような部分もあり、そういった意味で192となっている。

概ね1から10まで振ってあるが、これは水色のパブリックコメントの資料の裏面に【ご意見・ご提案等】ということで、項目名というところで①全体について、②条例の目的などである。この番号に対応したのがこの1から10番の番号である。10番はないため、その他ということで10番にしてある。

それぞれ見ていただくと、意見として出ているところでは、参加された方の属性からいくと、NPO関係の方がほとんどだったので、これからどんな施策が行われるのかという関心をお持ちで参加されたという感じがした。そのため、いただいた項目ごとの件数では、その基本的な施策に関する部分に対しての意見が35件と、最も多かったところである。

それから条例全般についてのところや用語の定義のところにご意見があった。これは今出てきたパブリックコメントの資料そのものを出すことは難しいので、説明会の際にある程度意見として出たものを、少しご紹介したい。

まず条例全体に関して、今回条例の名称も変えるということでご案内している。現状が市民公益活動の促進に関する条例、それから新しい条例が協働によるまちづくりの推進に関する条例となっている。活動に携わっている代表の方からは、「市民公益活動の促進という要素はもう弱まったのか？あるいは消えたのか？」というご指摘をいただいた。

そこはその場でお答えもしたが、そういうことでは決してなく、これまでの協働の推進ということで、パートナーとなる市民活動というのを支援してきたということは、引き続きあるという前提の下に、そのパートナーとの協働を進めていくということを明確に打ち出したところであるとお答えした。そういうご意見が説明会の中ではあったので、ご案内した。

それから水色の資料の4ページ開いた右側のページの真ん中あたりに、「市民・市の役割」

と書いてある。特にその市民の役割というところにそういうご意見はあるだろうと思って
いたが、行政がつくる条例に、その市民の役割というふうに言われると、何か押しつけら
れたような、責務を振られたような気になるというお声もいただいた。

また、市民というものの定義に関してもお話があった。市民の定義は3ページに書いて
あるが、「市内に居住する、あるいは通勤する、通学する者、あるいはその地域活動の団体、
市民活動の団体、大学、企業、その他市内で活動する者」と言っているが、その場で出た
のは、「国籍は関係あるのか」というお話であった。

市内に居住、あるいは通勤、通学すると言っているので、国籍は関係ないという解釈は
申し上げたが、国籍などどこまで含めるのかというところでご意見があった。

定義にもう1つ関わるが、前回の委員会の中でもお話しいただいたと思うが、3ページに
ある市民活動の定義の中で、「営利を目的としない活動であって」とあり、これと、4ペー
ジの下、基本的な施策に書いてある1つ目の丸の中にある2つ目の中点、「ビジネス的な手
法を活用した地域課題の解決の促進」が、市民活動とビジネス的な手法というところにお
いて、相入れないのではないかという感じでお話いただいた。説明会での回答では、営利
を目的としないというのは、あくまでNPO法にある、利益を構成員、社員に分配しないと
いう意味で、非営利、営利でないというものであるから、事業の手法自体がビジネス的で
あっても、それ自体は市民活動と相入れないということではないという話をさせてはいた
いただいた。ただ、これがわかりやすい表現なのかどうか、誤解がないようにという観点は大
事であると受け止めたところである。

それからこれも用語の定義、町内会や地域で活動される地縁団体、地域団体というのも、
かなり協働を進める上では大事でないかというご意見もいただいた。具体的にどのように
表現するかというところは難しいところもあるが、特に今後のサポセンの支援の対象に地
縁団体も入っていくのかというお話であった。

明確にその場でお答えはできなかったのも、そういうことも考えられるかもしれないと
だけは申した。いわゆるこれからのサポセンに求められる役割という点では、単に市民活
動だけでなく、地縁団体などへの支援なども求める声があるのだと理解した。

今の話と関わるが、町内会の人材も育成するのかというお話があった。これは行政的な
言い方で申し訳ないが、町内会に関する所管は我々が直接はしていないというのもあり、
それもお答えしにくかったところである。

ただ、セクターを超えて多様な主体と一緒に協働していくのだという中には、当然町内
会も出てくる。その多様なセクターがつながっていく際のコーディネーター役の育成など
を、意識しながらやっていかなければいけないということで、お答えしている。それを具
体的にどのように表すかというところまでは、その場では回答できなかった。

あと参加人数が最初の段階で少なかったことや、あるいはこういう開催をしているとい
うこと自体を知らなかったというお話もされ、これはある意味、本来の話でない意見とし
て、周知の問題や広報の問題など、ご指摘を受けたところである。

皆様のご協力で、2回目は何とか多くの方が集まっただき、ご意見も多く集まった。本当に感謝申し上げたい。ただ、これはマスコミの取材を受けると、こういうことやってたんですね、と言われる。記者会見も開いているし、某新聞社では取り上げていただいたこともあるので、「知らなかった」と言われても苦しいところはある。

我々が使える手段、市政だよりや記者会見、記者発表などは駆使したところであった。尚、どれだけやれば届けたい層に届くのかということところは、非常に課題であると思っている。そのあたりについても、今後ご意見を伺う機会というのが指針づくりでも出て、その際のご提案がこの委員会の中からでもいただければ、非常に助かる。

[風見委員長]

1カ月で200件ということで、この委員会としては胸をなでおろすとともに、その内容の精査もさることながら、そのバランスのよい意見をどのように受け止めていくかというのは、結構難しい。

それでパブリックコメントで様々なことがあり、なかなか市民参加がうまく進まないという逆のこともあり、パブリックコメントの評価という研究が最近では進められているぐらいのものであるから、まずは数が多くないと何も始まらないので、事務局には大変多くのご苦勞と、この委員の皆さんからもとても多く声をかけていただいた成果だろうと思うので、委員長としてはそれを喜ぶとともに御礼を申し上げたい。

同時に200件ということで、整理がまだ続いていると思う。種々雑多な意見があると思うが、今ざっとご紹介いただいたとおりであり、本質的な議論もあれば、細かいところを見られている意見もあろうかと思う。

各機関でどのようなことをされて、提言があるのかは、それぞれの機関どんなところがどんな趣旨でというのは、実はその機関的立場があり、それを事務局で分析したものを聞いてみたいという気がする。

丸めるとそのあたりが見えにくいところもあるが、ある程度まとめてもいいと思う。セクターで考えるよりも、むしろそのほうがいいと思うが、いろんな機関がお出しいただいたと思うので、そんなことを思いながら聞いていた。

今日は短いながらも本質的な議論をしていかなければいけない局面にあるので、今日はパブリックコメントも出てきたところで、委員会としてこの審議をしてきた責任、立場として、意見をまとめなければいけない。委員会としてまとめるということは、今日いただいたものをまとめて、委員長なりが最後見て、お出しさせていただくということでもいいか。そういう意味では今日あまり議論がしっかりここで完成しなくても、トータルとしてまとめる。非常に重要な局面に来たと思う。

今回議論に入りたいと思うが、9項目程度あるが、全体、条例の目的、用語の定義、基本理念から役割、施策、実施方針、附属機関、サポセンとがある。流れとして前のほうからご意見をいただきたいと思うが、いかがか。自由な議論ということにしたいと思うので、

挙手で。では高橋委員から。

[高橋委員]

前回欠席したので、重なるような意見だったらその場で指摘していただけたらと思う。先ほどのコメントでもあったが、今回これを見て、条例の改正というよりは、新しい条例をつくるような印象を受けた。特にまちづくりというのが全面に出ているので、新しい条例がカバーする範囲が格段に広がったのではないかという印象を受けた。

今回の条例が狭義の意味の市民活動だけではなく、まちづくりに移行しているということになると、むしろ仙台市の考える今後のまちづくりの全体像と言うか、見取り図のようなものがないと、この条例がその全体像の中のどこに位置づけられるのかが、ピンと来ないところがある。

そしてまた今回この条例をつくった後に、それがどの程度波及効果と言うか、ほかの部局の作成する条例の改正にまで及ぶのか、あと仙台市役所内の組織再編成も視野に入れて、そのまちづくり全体をこの市民局が担っていくということで、むしろ変更だという印象を受けたので、そのあたりをご説明いただけたらと思う。

特に先ほどのパブコメでもあったが、かなり地域住民、組織のことが意識されて書かれており、先ほど所管が違うというお話はあったが、市民の側からすると市は市で、その所管の違いというのはむしろ意識しないところだと思う。

だから私は今回のこの条例案を見たときに、何か仙台市で大きく再編成のようなものまで視野に入れつつ、このまちづくりに関する条例をもうここに代表させるような形になるのか、そうではないのかというあたりをご説明いただけたらと思う。

[風見委員長]

では事務局から。

[事務局（市民協働推進課長）]

まずそのまちづくりに関してというところで言うと、言い切ってしまうといいかどうかわからないが、仙台市にはまちづくりに関する条例そのものはない。その代わりと言うか、基本構想、基本計画という形でのまちづくりの全体像を示した、これも議決を経て出ているものがあるので、条例という形を取っていないが、まちづくりの全体像、見取り図と言うか、それをさらに具体化するための計画づくりも含めて存在をしている。

その中でまずは協働によるまちづくりであるという話は随所に書かれている。まちづくりをしていく、その中で都市経営の手法として大事なものということで、市民協働を位置づけているというのが、その基本構想などの中に書き込まれている。と言うのは条例等々でのつくりと言うか、関わりで言えば、仙台市の場合、その基本構想、基本計画がトップに来ており、その中におけるまちづくりの方法、手法として今回の条例になっているとい

う位置づけの話で言うとそういうことになる。

その実施計画、基本計画、基本構想と手元に今ないが、そちらをご覧くださいと構想がわかっていたかと思われるので、ウェブページをご覧くださいということでお願いできればと思う。

それから、新しい条例という感じの印象というお話であった。我々としては新しい部分はもちろんあるとして、次に進んだと感じている。前期までの委員会の議論もそうであったと思っている。新しい、次の、といった意味であるというお話だったかと思う。

その中でこの条例によって、市への体制の影響という話がある。そういったところも考えていかなければいけないとは思っているが、なかなかその全体の体制まで、この場で言及ができないが、新しい条例をつくるということ、そしてその理念を行政の職員が理解する。先ほど私の説明の中で、我々は直接所管していないので、というお話を申し上げた。このままではそういうことになってしまう。そうならないようにしていくためには、ということが行政には向けられている。この条例をつくっていく中で、意見をいただくということはそういうことなんだろうと思っているので、今のご意見などが我々にとっては、今後行政が取り組むべき施策の中にどう反映できるかというのを考えていくということになってくると思う。

[風見委員長]

今の高橋委員の提示はすごく重要なポイントだと思った。というのは多分、仙台市の「ひとにやさしいまちづくり条例」だといくつかまちづくり何々というのは、安全安心とかあったと思うが、確かにまちづくりをしていくことを指針にしていくという意味では、これが重要な一步になるのではないか。そういうことをするのか、しないのかという質問だと僕は思った。

これを広めていくときに、ぜひ市長ともそういう点を各部に聞いておかなければいけないと思う。多分ここからそういうものを切り拓いていくということではないか。そういう意味ではまちづくりに関する条例は、仙台市としてはない。

高橋委員がおっしゃったとおりで、ただ、市民協働からそのまちづくりというものを考えていくというものは、市長の公約的にもそのように読み取れるので、これからまちづくりの骨格をつくる、先陣を切るというか、スタートになるという位置づけで我々が思っているのか。我々としてはそういう意味も込めながらやってきた部分もあろうかと思うので、今そういう問題提起の中で、むしろその部分を市内でも整理しておいていただくとともに、そういったことで委員長としては捉えていただくぐらいのほうが、私もいいのではないかと思う。そういうエールの意味も含めて、高橋委員が言っていたのではないかと思うが、いかがか。

仙台市が初めてここで書いていくということなので、バックボーンがないわけであるから、そういう意味では、どこかから始めなければいけないので、そういう決意で臨んでい

ただければ、局長はじめ部長、課長もそういうつもりでよろしいということである。

とてもいい質問をいただいた。順番にやっぺいこうと思っただが、方法変える。全般についてそれぞれの意見を言っぺいいただき、それを僕が俯瞰するよなことをしたいと思う。特に公平に時間を割きたいという気もするので、渡辺委員からいきますか。

[渡辺委員]

ワーキンググループでもずっとこの文面を見ているので、今さら何かを申し上げるといふことではないが、改めて言うと、これで終わりではなく、これがスタート、ということの実効性を担保するための条例のところまで書き加えられるだろうか。

例えばこの委員会の設置や運営、運用ということに対しても踏み込んで書ければ思っぺいている。そしてまちづくりということをあえて定義はしていないし、まだ要するに煮詰まっぺいしていない文言でやっぺいている。しかし今ここまで来たということ、まずはまちづくり条例ができたということの実績をつくり、その上でそれが基本条例なのか、あるいはもっと昇華していくよなことや、中味が具体化をしていくということなど。

つくっぺいて終わり、また次つくり直すのは10年後よりは、数年後にまた実質的には変わっぺいているということができたらと思っぺいて関わっている。あえて言えば附属機関の部分を、しっぺいかりつくり込めればそれでいいかというぐらいの意見である。

[風見委員長]

この仮称「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」は中枢中の中枢といふか、そういう意味で市長の公約に値する部分から生まれるまちづくりの新しい条例のスタートという認識で、それに対してどういふまちづくり条例が必要になるかといふのは、今後もっと議論しなくてはいいけないと思っぺい思う。ただ、そこに向かうための1つの条例だといふことであればいいのではないかと私も思っぺい思う。

仙台市が政策的にどう大きく舵を切っぺいっていくかといふことが、条例といふのは反映されているべきなので、そのあたり今後答申するときに、委員会としてはそれを期待するといふことであれば、それは市長に申し上げていくことだと思っぺい思う。次、茂木委員、お願ひする。

[茂木委員]

全般的な意見に関しては特に散々議論させていだだいたところである。特にない。今日はパブリックコメントの結果を期待して参加させていだだいており、この実際どういふ意見が出たのかといふのを本当にすぐに知りたいたいといふのが今のところの本音で、これだけたくさん意見が出されたといふことで、今後実際運用していく状況の中で、今回の条例施行にあたって、柔軟性や見直しの機会も担保されるよな形が必要だと感じた。

これだけ意見が出されてきて、いろんな形で今後運用した中でよなよな方々が関わっぺいっていく状況になったときに、条例を変えるといふのはなかなか大変な作業だと思っぺい思う。そうい

った方向性を見出せるものがあるのであれば、そういうことも検討したほうがいだろうと感じた。

[風見委員長]

私も1つ1つ目を通したい気持ちがある。その中から細部の設計に関することがあろうかと思う。いずれそういうこともバックボーンがすごく大事なところだが、1つ1つの意見をどう捉えるかはこれまた難しいので、そのところはある程度はまとめなければいけないと思う。

できたら意見をキーワードでマッピングするとよい。とはいえ、そういう意見の全体性をあまり丸めずに、見たいというのも委員会としてあるのではないかと思う。

そういう意味では市民の意見をどう我々がくみ取っていったかというのも、すごく重要なので、最後のこのパブリックコメントのところを、我々委員会としてもどう反映したかというところは、こだわっていきたい。ということかと思うが、高橋委員、先ほどの分でもし補足があれば。

[高橋委員]

別のところで意見はまた出したいと思うが、まず皆様の意見を伺いたいと思う。

[風見委員長]

特に個別のことで、この項目のことでいい。ここまで審議してきたので、今のお2人はこの条例がどういう意味を持っているか、という感じだったと思う。委員会としてこれをどうこれから広げていくかという考えを共有しておきたいと思う。次、高瀬委員、お願いします。

[高瀬委員]

先ほど議論があったが、この前送っていただいた資料の中に、仙台の市民公益活動促進の主な取り組みということで過去の歴史が並んでおり、その中に太文字のところがあって、これがベースとなる考え方で進めてきたということだと思う。

その中に、仙台市基本構想、あるいは基本計画、議決とあり、これが仙台をどうつくっていくかという基本的な考え方かと勝手に思っていた。

これとその何らかの連携があり、今回のこの新たな条例づくりをしている、と言うところが、もう少し見るといいと感じていた。今ご説明いただいて、そのとおりだということなので、あえてどうのこうのということではないが、そういった市のマスタープランと連携しているというところが、明確であるといいと思ったのが1つである。

それから今回のパブリックコメントをいただく資料の中で、町内会関連や、あるいは企業、事業者という言い方になっていると思うが、そういったところの方々はこの説明の資

料を見たときに、何かしら新たなことをやっていただけるという期待を大きく持ったのではないか。この市民協働というときに、そういう感じがあったと思われる。

その部分で間口を多少なりとも広げていくというところが具体的に伝わっている感じがするので、これからいろいろ施策を進めるときに、そのあたりも意識しながら一気にその組織をつくって何かをやっていく、という話には基本的にはならないと思うが、ぜひそういったところも意識しながら、年度の方針なりをつくっていくときにしていただければと感じている。

[風見委員長]

今の間口とか、特にパブリックコメントの期待もあり、様々な課題や問題点の指摘もあるが、どんな期待があったかについて焦点を当てて見てみたい。いろんな意見あると思うがそれにこたえていく。

その期待というものは非常に我々として重要なヒントである。的外れな発展をしないためにも、そこをまた読み込んでいただけたらいいと思う。次、大橋委員。

[大橋委員]

大きく2つある。1つはパブリックコメントに対する意見が100万都市、あるいは今回仙台市の住民に限らず募集して、36人というのが何かすごく少ないという衝撃を受けたのが、率直な感想である。

もう1つが、今回のこの委員会の位置づけがどんな感じなのかという確認である。パブリックコメントを行って、いろんな意見が集まった。そのコメントを委員の中で見て、こういうところはこういう対応していったらいい、嫌がられるかもしれないが、そういう意見を出すのが正論ではないかと思っているので、生のコメントはやっぱり見たかったと、率直に感じているというのが感想である。

[風見委員長]

附属機関、サポセンの位置づけもそうだが、今度の新しい条例のその枠組みの中で、それぞれがどうかということと、今審議中のこの委員会として、情報公開の点で個人的な情報が特定されるようなものももしかしたらあるかもしれないので、ある程度丸める必要があるかもしれない。どこかで見ることができるのであれば、それはしていただきたいと思う。

[事務局（市民協働推進課長）]

その生のコメントは最終的には行政で受け取り、この委員会での委員の意見も踏まえ、意見をつけて公開をすることになっている。よほど個人が特定できるようなものを省いた上でというのはあるが、あえて恣意的に集約はしないので、そのまま出ると考えていただい

ていい。

次回については後ほど事務局からの連絡の中でしたいと思う。こちらの考え方を含む原案のようなものをつけないといけないと思っており、それは次の会議でと思っている。

[風見委員長]

例えばメールで、パスワード付きの pdf などを用いてなるべく早く見ていただければどうか。

情報公開のやり方の問題もあるが、まずはその委員会として見ていただいた上で、今日議論できなかった部分のヒントがあればまたいただきたい。最終的に今日のコメントをまた見ると、そのコメントに引きずられるところもあるので、今日はまずパブリックコメントの全体像を見ながら、この委員会の立場として、どういう意見を言っていたか、さらにまたコメントを見ていただいた上で、またご指摘いただき、それをまとめて条例の最後のところに入れられる時間があるということなので、事務局にはまた頑張ってもらいたければいけない。では、小野委員。

[小野委員]

まず、この丸で言うところの 5 番 6 番が具体的にできると私の疑問は解決されるのかもしれないが、全体を読んだときに、市民とは言っても NPO や市民活動団体から見た内容のような印象を受けた。営利を目的としながらも、その技術や事業活動など本業を通じて社会に貢献し、まちづくりのお役に立ってほしいという企業の立場からすると、市民活動は非営利と書いてあることに違和感を覚える。結局、企業はボランティア活動など本業以外の社会貢献活動的なところを一生懸命やってください、そして NPO など様々なところと連携してくださいと言われていたような気がする。

説明会参加者も NPO 関係者が多いということであったが、パブリックコメントを寄せてくれた方の中には、どれだけ企業関係者がいるのか。

企業の立場からすると、本業を通じた活動がここでいう市民活動に当てはまらないとしたら、今回の条例改正にどのくらいの企業が賛同し、積極的な取り組みを行うか疑問である。何かそのあたり、もう少し具体的に企業のこういうところに期待しているということが明確になると、企業側の理解と参画が進むのではないかと感じた。

[風見委員長]

企業、事業家というか、そういう側面からの意見はどのようなものがあり、何件だったか。

[事務局（協働推進係長）]

パブリックコメントは、住所、氏名は書いて提出をいただくが、所属までの記載は求め

ていないので、お名前やご自身で書いていただいた中でわかる場合もあるが、明確に企業の方だとわかるのはお一方くらいだった。それでも企業の視点というよりは、条例全体の中で市民活動を促進していく上では、こういった視点が必要なのではないか、という旨の意見であったと記憶している。

[風見委員長]

多分仮称で今度の委員会も、仙台市協働によるまちづくりの推進に関する委員会になるのかもしれない。今の集約しているものがこの市民公益活動何々を書いてあるので、ここからすると企業の人が、何を言うべきなのかと思ったところもあるかもしれない。

その中で、企業や市民、事業者、行政と書いてあるが、その部分を今度も含めて、これを機会にどんどん手をつなぐようなものを推進していくということである。その部分は若干あったのかもしれない。多分、事業者の方でも、市民活動について聞かれていると思ったかもしれないし、そのあたりは生のデータを見ていただいてもいいかと思う。次、熊沢委員。

[熊沢委員]

全体の印象というか、事前にその資料を送っていただき、改めてその説明資料を見つつ、それから条例の骨子を見たときに、大変生意気な意見で恐縮だが、仙台市らしさが薄まってしまっていないだろうか、という印象を持った。条例にしていくとすごく普遍化されて、これがあくまでも新設ではなく、過去の条例があって、改正なんだというところや、今までやってきたことを、言われてみて気づく。附属機関の話だったり、そういえば過去の取り組みがゴシックになっていた、マスタープラン、そういえばいろいろあったなど、言われてみればそうだったと思う。

何となく単体で見たときに、普遍化されすぎてしまっていないだろうか、というのが印象としてあり、もっと何かいろいろ仙台市らしいことを盛り込んでもいいのではないかということを思った。

[風見委員長]

それについて何か事務局あるか。仙台市らしさというのはそれぞれあると思うが。

[事務局（市民協働推進課長）]

この資料自体には前文の部分をつけていないところがあり、本来そこに入る部分である。今の条例が捉えていた仙台らしさということは敷衍したままいくと思っている。

その普遍化されすぎていないかというのが、どの程度そう言うのかはわからないが、仙台らしさというのは確かにいろんな場面で、仙台らしい取り組みとはという話はされるので、前文における歴史や、これまでの取り組みというところを反映した部分は載せるとい

うことになってくると思う。

[風見委員長]

これはこういう条例づくりのジレンマだが、条例となると多少そういう、基準化されてくる言い方になるというご指摘ではないかと思う。その部分是指針なり、実施方針の中でもう少し、杜の都仙台が具体的にどう市民協働でやるべきかというところも、仙台らしさが出てくるのだろうと思う。ただ、条例なので、それについては多少行政的な文章になってしまうというところは重々、事務局も理解しているのでないかと思うが、そこを失わないように、常に作業を進めていただきたいと思います。では高浦委員。

[高浦委員]

奈良市で同じような名前の条例ができていますが、その奈良の文化遺産を守る、自然環境、人権、福祉を尊重するというまちづくりの基本理念という、項目が条例の中に設けられており、さらにまちづくりの基本原則というのがあり、まちづくりは市民協働によらなければならないとまで明確に書かれてある。随分先進的だという思いで、調べていたが、そういうことでかなり既存の条例よりも、大胆に大きく幅を取って、高橋委員からお話があったように、仙台らしさというのが前文にあったり、より大胆であってもいいのではないかと思う。

まちづくりとは何なのか。定義のところではなくて、あえて基本理念、基本原則ということで、別立てに示していくというところも参考になると思った。ほかにもいろんな市町村の条例等々を参考にされているとは思いますが、また改めて比較いただいてもいいのではないかという気がした。

それから先ほど大橋委員から、附属機関の位置づけや委員長からもサポセンに続けというお話もあったが、それに関連して、サポートセンターの名前、名称はこのままで進められて、果たして新しい条例に合うのかどうか疑問に思えてきた。

市民活動というところからさらに今回は広げて、協働によるまちづくりということになっている。例えば市民協働サポートセンターやまちづくり協働サポートセンターなど、それにふさわしい名称を考えてもいいのではないか。大胆すぎる意見かもしれないが、そんな問題提起してもらえたらいいと思う。

[風見委員長]

サポセンはそのままがいいのかという気はする。まちづくりということ掲げるのであれば、世田谷のまちづくりセンターのような、様々なステークホルダーの拠点としてつくりつつ、まちづくり事業を推進するという意味では、どのあたりに照準を絞るかというのは、この委員会の中でまだ議論の時間が残されているのかわからない。

ただ、今高浦委員がおっしゃったとおり、まちづくりということ言うときに、前回の

その言葉をそのまま使うというのは、非常に注意しなければいけないことで、総論は変えているが、各論は変わっていないのではないかという見方があったり、守備貫徹していったほうがいいので、そこをあとでまた考えていきたいと思う。何か補足あるか。

[高浦委員]

先ほど小野さんから事業者はどう関わっていったらいいのかとあったが、サポセンが単に市民活動団体のためだけの存在ではなく、企業の方も大いにご参画いただきたいというそういうメッセージを示すためにも、名称の変更ということを検討いただいてもいいと、補足させていただきたい。

[風見委員長]

これすごく重要な提示だと思う。それについて皆さんのご意見、聞きたいと思う。方向感としてはそのぐらいやるべきだ、いやサポセンはいい名前だ、そういう何かあるか。

そこも含めて、小川副委員長に聞きたいと思う。このあとまちづくりや協働など、そういう名前をしっかりとつけるので、そのぐらいの勢いのほうがいいと、思ったりしていた。では、小川副委員長。

[小川副委員長]

先ほど来、今日はパブコメの生のコメントが伺えるのではないかということで、楽しみにいらしたというお話が何名かからあった。私もそのうちの1人で、何件、どんなコメントが皆さんから寄せられたのかということで、楽しみにして参ったところではあるが、丸めたところでも192の意見数があったということで、正直申し上げて、1けた台でなくてよかったというのがあった。このぐらいただで全体数から言えば、まだまだ少ないという厳しいご意見ももちろんそのとおりではあるが、ほかのパブコメなんかも見ていると、ホッとした。

そういった200以上の市民の方々の思いが、こちらのパブコメには込められているのではないかと思っている。せっかくいただいたこのパブコメと、草案ということでまた私も委員が出したこの意見が、今後これから何回この委員会があって、パブコメの全体像が見えてきて、どういうふうに条例に反映をされていく流れになっていくのかというところを1点質問させていただきたい。もう一点、条例、水色の冊子を見せていただき、その中で今まで仙台市にはまちづくりという指針がなく、今回、これをもって新たなまちづくりのバックボーンとなる条例として位置づけられるのではないかというお話があったが、そういったところでは大きな一歩と思っている。

せっかくだったら、パブコメや私たちの意見等もまたお含みおきをいただき、もう一歩踏み込んだ具体的な、例えばその他部局との連携を図ることの重要性、必要性のためにどのようにするのかといったところまで踏み込むということまで行けないのかと考えた次

第である。

それから仙台市市民活動サポートセンターの名前に関しては、私としては前々からソーシャルビジネス・コミュニティビジネス的な地域課題の解決に取り組むという方々も応援したほうがいいのではないかと、個人的な意見ではあるが、どうしても市民活動ということが大きくうたわれてしまうと、そちら側寄りに捉えられてしまうので、私も名前を変えて、より仙台市が全体的に今イメージをしているまちづくり構想というところに、うまくマッチするような新しい名前があってもいいと思っている。

[風見委員長]

ひととおり今、意見が出たところで、それで今の大体振り替えることとする。

大きな論点としてはパブコメの生のデータについては、基本的に早い段階で見ていただく。委員会としてはこの条例がどういう位置づけで世の中に出されるかということに責任があるわけで、パブコメはパブコメとして、見ていただく必要がある。

逆にそこにあまり抛らずに、条例、今までのこの市民公益事業の条例が今回どのように変わっていくか、それについての思いをまとめる必要があると思う。その意味では皆様のご意見を伺っていると、1つはそのビジョンをどう提示するかということで、まちづくりのしっかりしたビジョンというのは、これは市長がお持ちで、それとリンクさせながらこれが来年の4月にスタートするとすれば、アウトラインでいいが、それまである程度、それと合わせた形でやるべきだろうなというのが第1点あるのではないかと思った。

ビジョンをつくりつつ、この中でどこまで表現するかを、同時進行的にやらなければいけない。それと皆さんから寄せられた意見で非常に重要なのは更新性や柔軟性などがつくったら10年変わる、変わらないというのではなく、もう日進月歩変わってくるので、仙台市も先駆的だっただけに一周遅れになっている部分があり、それを今回巻き返して、そのときにさらに更新していく制度にしていくというのは、すごく重要なのではないかと思う。

また、様々な波及力なども含め、今後の委員会のあり方や先ほどあった、サポセンの条例、例えばこの文の構成を見ると、そのまま第4章だけ市民活動サポートセンターというのは、これを見るとすごく真剣にやっている、僕は感じる。

協働やまちづくりにこのサポセンも向かって行くところがセットでないと、条例としてはどうなのか。またそれにふさわしい活動団体がそこに集まり、それを支えていく構造がすごく重要だと思う。仙台市でその舵を切る、とても重要な条例だと、今改めて感じている。

この条例、委員会の中で非常にアグレッシブにご議論いただき、事務局も挑戦的に言葉を紡いでいただいたので、その部分は今日特にご異論がなければ、今日の意見も踏まえ、生のデータも見ていただいた上で、最後、年内のうちにもう一度やっていただいて、それで固めるというのがいいと思うが、いかがか。

概ねそれでよろしければ、委員会としてはそういう新しいまちづくりのビジョンを牽引

していくような、新しい先駆的な条例を目指していくということではないか。

それは皆さんの共同責任で負っていただき、条例の中に生み出す一員として、委員会としてまとめさせていただければいいと思う。それは市長の願いでもあると思う。諮問のときからの、この市長が再選されたときに市民協働をつくり上げたかったと感じているから、それについてより具体的な一歩をここでやらなければほかでできないと思う。ここからそれで全市に波及していくということではないかと思うが、部長どうか。

[事務局（市民協働推進部長）]

パブコメの生の状態のものを見たいということで、多くの委員から今日お話しいただいたが、それに直接お答えできずに申し訳ない。

大橋委員からは、そのパブコメに寄せていただいた方の人数が少ないのではないかと、いうところもいただいた。今回は具体的な条例について、皆さんにパブコメをいただくという段階ではなく、素案の骨子というところで、一般的にイメージされたものよりは抽象度が高い段階で、粗々とした段階でお示しさせていただいたため、意見を言いたいと言ってもどこから言っているかわからないという方も実はいらっしやったかもしれないと思っている。

広報の仕方というところに、私どもにも課題はあったというところは反省している。そういう段階においても尚、件数に細かく細分化すると200件近くご意見いただいたというところは、これまで様々な市民活動や市民活動に限らず、幅広く色々な活動をされている方から、今後仙台市のまちづくりのバックボーンがどういうものなのかというところで、注意深くこちらの動きを見ていただいている中からのご意見だったのではないかと。皆さんよりも前に、生の意見を見させていただいた私が、具体的には言えないところが苦しい。

非常にいい視点からのご意見も多かったことで、私たちも改めて、勉強になったというところはあった。先ほど委員長からもおっしゃっていただいたが、今回つくり上げていく条例というのは、本当に仙台市政の中でも中枢の中の中核になっていくと思う。

既にもう仙台市の中でも、いろいろな条例などはできている。本当にそういったところの基本を行く条例になるので、そういう意味で本当にこの基本的な部分の枠組みを改めてつくることによって、そういったところに影響が出ないのか。今の段階では全く何も決まっていはいないが、もしかして何か組織のあり方とかにも、影響はあるのかもしれないと、私たちも感じつつやっている。

そして、その市長の考えとの整合性をきちんと取っていかなくてはいけないのではないかと。いうところについても、まさしくそのとおりで、そこはもう既に市長の頭の中には、いろいろ思い描かれているのではないかと。この条例をいつ出していくのかということも、来年度の施政方針とのからみもあると思うので、今ほかにも色々ある新しい仙台市の制度の動きなどと総合的に出していくことになると思っている。

今回改めてサポートセンターの名前について、ご意見いただいたが、既にいただい

るさまざまなコメントと合わせ、私たちもそれぞれの件数ごとに、仙台市の見解をしっかりと出し、それをなるべく早い段階に、委員の皆様にもお示ししたいと考えている。

ただ、仙台市としての意見と、ご回答ということで出させていただくにあたり、私たちも庁内で調整をしながら出していかなければいけないので、今回はそこが作業的に間に合わず、大変申し訳なかった。私たち決して隠しているということではないので、そこについてはご理解を賜りたいと思っている。

[風見委員長]

そのあたりは信頼を申し上げ、十分存じ上げている。作業のステップの中で、こういう作業の仕方を取られたのだと思う。ただ、先ほど申し上げたように、パブコメは見る必要はあるが、それに影響されすぎてもよくない。

偏りなどもあろうかと思う。それはそれで事務局だけでなく、この委員も受け止めなければいけない事実なので、周知の仕方などの反省もあろうかと思うが、大橋委員はそれも含めて受け取りたいということであろう。

[大橋委員]

何か市の皆さんを否定しているような表現に聞こえたら大変申し訳なかった。パブコメのコメントが少ないと言ったのは、事実として例えば委員の皆さんもソーシャルメディアなどで発信されたり、河北新報に載ったのも見た。

あれだけ出てこんなに反応が少ないのかと、その事実がひとつ衝撃的だったということで、今後例えば実際に市民協働の様々な取り組みを進めていく上で、壁は大きいと思ったと、そういう意味合いである。

[事務局（市民協働推進部長）]

それも十分対処したい。

[大橋委員]

もちろん、もともと告知のところは委員の皆さん一人一人が自主的にやっていくということで、何かやってもらうという関係ではないと思っており、誤解があれば訂正したい。

[風見委員長]

誤解はないと思う。それで大体ひととおりに出たが、今部長から非常に積極的な意見をいただいた。特に先行している条例を変えたり、つくるというのは大変な作業である。言い方によってはなかなか理解が進まないところもあり、それも1回機会があったら市長にも申し上げたいと思う。

経済的なものは比較的通りやすいが、経済を支えるいろんな市民や、環境などが今着目

されてきて、それを市長がしっかりと行うというのが、市民からの信頼を得ることだと思うし、行政の誰かがやらなければならないというと、市民局は役割が大きいと僕は思う。

だから先ほど中枢のうちの中枢とっていただけてよかったと思う。そういう意識でやらなければいけないし、市長にはその気迫を持って、ぜひご理解いただければいいと思う。

庁内の調整をやり切らないと空回りの条例になってしまうので、次回までにかみ合うところをしっかりと丁寧に議論をいただきたい。前からお話ししているように、企業局とか経済局、市民局、環境局も含めて、そのあたりが横断的にやっていけるような、庁内も全市的にもそういうプラットフォームをつくっていく。せっかく企業の方も入っていただいたり、それをこれから参画していただくためには、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスも含めてどちらから発信するののかということ、市民局から僕がいいと思う。

そういうもので経済もみんないろんなものもつながっていくのだということ言うためには、むしろ市民局というのは言いやすい部分でもある。結構大変な壁もあると思うが、みんなでそれを抜けていければいいと思う。何か漏れている点があれば、ほかどうか。

[高橋委員]

青い資料を見ながら、3点お話しさせていただけたらと思う。まず1点目は4ページの「市民・市（行政）の役割」で、市民という定義はいろいろあるとは思いますが、市民をいくつかに分け、例えば市民の中でも地域住民、組織、それから市民活動団体とはこのようなもの、それから企業とはこのようなものという形で、役割を書くようなことをお考えではないのかということである。

ほかの地域の条例等見ると、そのような形でそれぞれについてどういう役割を期待しているのかというのを具体的に書くことによって、そのあとの具体的な施策に行きやすいのかという印象を持った。

それから4ページの下から4行目の「まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成」とある。子どもの育成なのかと思っていた。

市民活動、NPO等の非営利組織の認知度はまだまだ低いと思う。例えば大学生に授業をしていて、NPOという言葉を知らないという人も実際にはたくさんいる。震災を経て、いろいろそのような光景を目にしつつも、実際にはその非営利組織とは何か、企業との違いは何か、行政とはどう違うのか。官と民とその間にある、その何がどう違うのかというあたりを、理解してもらおうようなものは、大学生くらいではむしろ遅くて、震災教育に力入れている小学校段階に、非営利組織の重要性や役割をもっと広めていかないといけないと考えている。

たまたまこの間読んだ雑誌の中に、日本の大学生の就職したい企業、希望の就職先で、トップ10までが全部、金融や保険など安定企業だったが、アメリカの場合は3分の1が企業、3分の1が公共、そして3分の1が非営利組織がトップ10の中に入ってきていた。ということは、もう子どものころからそういうことによく馴染んで、すごくいいイメージと

ともに、そこで働くことの希望を持って成長してきているのだというところが、アメリカも捨てたものではない、と思いながら見ていたので、若者では遅くて、子どもなのではないかと思っていた。

それと関連すると、その用語の定義のところ、2つ目の「市民協働」とは市民と市が」というところの中で、多様な主体として地域活動団体、市民活動団体、大学とあるが、これもむしろ例えば教育機関と入れることにより、学校教育だけではなく、生涯学習に関わるような市民センターまでも巻き込んだ、様々な取り方ができるのではないかと思っている。

特にその市民活動サポートセンターはその市民にとっての地域活動の場ということになると、実は市民センターなども非常に重要な場であると思うので、前から市民活動サポートセンターとほかの公共施設の関係とは、どのように位置づけられていくのかを考えていた。

[風見委員長]

私も最近講演で話ししてよく思うが、確かに、その大学、ステークホルダーという意味以上に、子どもたちを含めた教育の段階で、まちづくりについては学校では教えない。そういうところから、アメリカはある時期からそれにシフトしていったので、まちづくり教育がすごく生きているのだと思う。

もともと市民社会というものについて、非常に意味を持っている国であるから、そういう意味では、市民社会をどうするかという部分が、本当は教育機関の役割なのだろう、という気がした。ほか何かご意見あるか。

[渡辺委員]

附属機関のところの部分、組織12名以内、2年再任ありというところと分科会設置を認めるというところの中の機能に、もっと実行ということもやってもいいのではないかと考えている。要は、委員会だけだと会議しているだけで、実行はしない。たまにワーキンググループの一環として、実行も一部担っているが。

具体的には広報やサポセンの運営も非常に近いところだと思うので、まちづくりを協働で進めていくための実行委員会のイメージを私は持っている。

ただ、現状だと諮問されたものをお答えするというやり方なので、諮問されないと答えられず、課題も定義されなければ提案できないという感じよりは、もっとオープンな感じ。

もしかすると無報酬で無限にできるほうがいいのかもわからない。どうしても報酬が出てしまうので、大体何回ぐらいという感じに収めようとしてしまう。勝手に集まってもいいと思う。かと言って、こういう会議は1万円出て、こういう会議は出なくてというところ、私は出ていなくていいみたいなのでは気持ちが悪いので、なしですと。

但し、それはまちづくりを協働で進めるために、知恵を出し合ってやるところという部

分というのでもいいと思っており、予算の中で12人2年再任ありというのは、どうしても出てしまうと思うので、むしろそれよりはこの運営を開くというためにお金が使われる、委員会の維持運営に年間150万、200万を使うというのではなく、何か会議をするなど。外に開くとか、広報的な部分にエネルギーが使えるというほうが良いと思っていた。

そしてそれが勝手に、今我々の中ではそんな市役所の中の協働とはどうなるのかということは、批判めいて申し上げるが、内部ではできない話だと思う。だからこういうところががんがん言う。どう組み合わせたらいいと思うか？というのを、我々側が市役所を使いこなす。

本当にできるかどうかともかく、市役所の中の人が一市民として市役所を使いこなすための出城として、こういうものが使えたらとは夢想している。

[風見委員長]

それについては私が思ったのは、附属機関がこの条例に関する事項を審議するための機関であるとするならば、報酬は別にして、市の責任を持って信託を受けてやらなくてはならない立場なので、それは今、渡辺委員が言ったものと違うものである。

むしろ渡辺委員がおっしゃっていたのは、市民活動サポートセンターが今指定管理制度になっているが、その市民活動サポートセンターや市民活動、協働まちづくりを推進していく課があるとすれば、それに対する運営委員会もしくは外部機関なのかはわからないが、その審議会とは別にそういう構成があってもいいと検討する必要はあるかと今、渡辺委員の意見聞いて思った。むしろそちらを意味しているのではないか。

この新しい協働、何かまちづくりセンターみたいなものがもしあるとすれば、運営委員のようなものが本当は必要かもしれない。それはこの委員会でそこまで到達できないところがあり、もどかしいところも渡辺委員としてあったのだと思うし、そういう部分は改善する1つの点として、書き留めていただきたい。

ですから附属機関、審議する機関というのは必要なもので、中立の立場というのはあっていいと思う。

スケジュールについて事務局何かあるか。

[事務局（協働推進係長）]

次回11月25日ということでの委員会の日程は置かせていただいていたが、パブコメの意見の集約や、庁内調整の部分で、どういったスケジュールで今後進めていくかを、もう一度内部で考え直さなければいけないと思っており、11月25日は大変申し訳ないが、一旦キャンセルとさせていただきます、委員長含めて、日程の調整をさせていただいた上で、また皆さんに改めて内容などを諮らせていただきたいと思っている。委員会の日程をいつにするかというのは別にして、出せる情報があればメール等で情報発信はしていきたいと思う。

[風見委員長]

先ほどの生のデータのものは十分嚴重にパスワード管理などして、見ていただく等していただき、それで審議については今日様々な意見が出て、パブコメも吸い上げた上で、事務局で今議論、作業しつつあると思う。

今日の委員会として、この条例について、内容は審議してきたが、考えを議論したのは初めてというか、そのまとめの議論がやっとできたので、それについてはよりアグレッシブにまちづくりをしていくよう、これから基幹となるようなものを一步でも踏み出そうということと、市長とのすり合わせも必要であり、庁内の条例関係部局との大変な道だと思うが、それを委員会とともに歩いていくということかと思う。我々も決して突然背中が違ふほうに向かないように、事務局を応援したいと思う。

手を結ぼうと様々なところを市民局がこれで手をつなぐ1つの手がかりになっていただければ一番いいと思うし、それがこれからの仙台市の新しい、すごい力になるのではないかと思った。

終わりに、最初あいさつできなかつたので一言だけお話をすると、私的な話になるが、先月、経済学者の宇沢弘文先生が亡くなった。宇沢先生はもともと金融工学からシカゴ大の教授をされてから戻って、水俣病と成田の調停をされて、行政と成田の農民の地元から両方指名されていた方で、とても鋭い方でずっとかわいがっていただいていた。

社会的共通資本という考えが先生が最終的にご提示したかったことで、この言葉に僕も惚れ込んで、ドクターを取っているときにも随分ご指導いただいた。社会的共通資本を実践せよというのが私なりのパターンだったので、それを震災復興でやっている。

今日は議論見ている、様々なところがそういう段階にきていると思った。社会的共通資本というのは、高浦先生よくご存じだと思うが、ソーシャルコモンキャピタルである。

その社会的な共通の財産というのは、例えばまちづくりでいえばコミュニティもそうだし、学校教育もそうだし、いわゆる人間が社会的に同時につくっていくものすべてが、好機という部分もあるから、それぞれがどういう社会をつくっていくのか、それは都市のビジョンというものをまず提示して、それに対してのマルチステークホルダーなのである。

その地域とそれを対象とすれば、地域の人たちが協働して、資産をつくっていくということに対して、すべて当事者として関わるということなので、所有とかそういうことは別にして、自主管理していく。

それが仙台が自主管理するからこそ、仙台らしきが出るわけで、それはもう全国一律の制度ではあり得ないだろうというのは、宇沢先生のご提言だったので、市民協働というのは地域に根づいたものなので、そこからいろんな条例も変わっていくということが本来あるべき姿で、いくつか取材を受けているのは、宇沢先生の残したものも、この時代に非常に時代観として、浮かび上がってくるものなのだ。

震災復興でも、その地域そのものの力をどう上げていくかということが一番重要なので、仙台市もそういう新しいビジョンに市民派のためのプラットフォームをつくらないといけ

ない。奥山市長が目指されているところもそこだと思う。それは今までの既存の利害関係を越えた、新しい協働の価値観をつくる場が必要だと思って今日参った。

我々のその市民公益と言っていたころからすると、今度は協働のまちづくりということで、大分ジャンプしたと思う。いろいろ不安な点や課題はあると思うが、ここで一步大きく出ることが、仙台市全体に対して大きな一步になるだろうと思う。それぞれ現場で感じ取られることも多分何かつながっていくのではないかと思い、お話しさせていただいた。

ぜひ行政、市民、企業問わず、一市民として見たときに、それが社会としてどう関わり合うかということデザインできるような枠組みや、条例、センターもこれからの附属機関もそうなってほしいと思う。

とても短い時間で、なおかつ 200 件ということで、整理もまだ十分ではないと思うが、並行して続けていただきたい。条例は行政が最後つくり上げていくものなので、それはお願いしなくては行けないが、今日出た意見等含めて次回うまく年内にできればいいと思う。

その後、市長レクも必要だろうし、大きな条例なので課長は頭の中でスケジュール表がいろいろ錯綜していると思うが、事務局でスケジュールの整理いただき、また委員会を集めていただければと思う。今日は委員会として、意見をまとめることができたのではないかと思う。今日も活発な議論感謝申し上げる。

4 その他

[風見委員長]

特に何かあるか。

[事務局（協働推進係長）]

ない。

[風見委員長]

これで議事を終わり、事務局に戻す。

5 閉会

[事務局（協働推進係長）]

本日は活発な議論をいただき、感謝申し上げます。条例の改正や、指針づくりも大詰めのところまで来ているので、今後の委員会においても、引き続き活発なご審議をお願いしたい。以上をもって、平成 26 年度第 4 回市民公益活動促進委員会を閉会する。一了一